

**(仮称)浦安市ケアラー支援の推進
に関する条例(素案)について**

～市民の皆様のご意見をお寄せください～

意見募集期間

令和7年6月1日(日)～6月30日(月)

浦安市福祉部 社会福祉課

意見募集概要

1. 件名

(仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について

2. 概要

市では、(仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例を制定し、ケアの問題を社会全体の課題として捉え、地域の多様な主体が連携し、ケアラーを支援するための包括的な体制の構築を目指します。このことについて、概要をお知らせするとともに行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、意見公募を行います。

これは、市民参加推進条例に基づく市民意見提出手続です。

3. 資料

(仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)

4. 担当課

浦安市福祉部社会福祉課

5. 募集期間

令和7年6月1日(日曜日)～6月30日(月曜日)

6. 資料の閲覧

市ホームページをはじめ、情報公開室(市役所10階)、社会福祉課(市役所3階)、こども家庭支援センター(健康センター1階)、各駅前行政サービスセンター、中央図書館、各分館、浦安市社会福祉協議会、東野パティオでご覧になれます。

7. 提出方法

6月30日(消印有効)までに、以下の方法により提出。

① 直接提出 書面にまとめたものを社会福祉課へ

② 郵便

ハガキまたは封書で、〒279-8501 浦安市役所社会福祉課へ

③ FAX・Eメール

タイトルを「浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について」とし、FAX 047-355-1294、メール shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp へ

* 匿名の意見は受け付けませんので、必ず氏名と住所(団体の場合は、団体の所在地・名称・代表者氏名)を記入してください。

また、提出された意見などに個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見などの内容と意見に対する市の考えをホームページなどで公表します。